

JGAP総合規則の主要改正点一覧【2013】→【2014】

2014年10月09日  
JGAP技術委員会(審査・認証部会)事務局

説明No.	項目番号	改正点	改正概要	変更意図、説明等
1	目次	章の名称、一部削除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12.章を認定機関と審査機関の認定に関することとして整理</li> <li>・13章の表題をJGAP研修機関の認定として整理</li> <li>・14章にあったGlobal.G.A.Pとの同等性認証を削除して詰めた。</li> <li>・15章の苦情処理に、利害関係者の意見集約及びスキームの改善を追加</li> </ul>	本文の改正に伴う目次の見直し
2	3.	用語の定義と説明	<p>(9) 団体事務局 JGAPに関して団体の統治を確実にを行うために団体内部に設置される事務局。団体の代表者は、団体事務局の責任者を指名する。指名された団体事務局の責任者は、JGAPに関する団体の統治の責任を負う。なお、団体の代表者は、団体事務局の責任者を兼ねることができる。<u>団体事務局の責任者は品質管理の最終責任を負うため、内部監査に関する十分な知識を有していることが求められる。</u></p>	団体事務局の責任者に求められる力量を明確化した。
3	3.	用語の定義と説明	<p>(11) 農作物 食品、飼料、医薬品及び医薬部外品の原料等がある。また、農産物にはそれらの<u>種苗</u>を含む。とした。</p>	飼料については、飼料用米等の生産が国内で増大していることを受けて追記。種苗についてはこれまでも問合せがあり、フードチェーンの一部と考えれば対象範囲とするべきと判断した。医薬品及び医薬部外品の原料については、元々、食品の定義にあったものを移動させた。
4	3.	用語の定義と説明	<p>(18) 自己点検 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」を満たす自らの農場管理手順の運用状況を点検・確認すること。JGAPでは年一回以上実施することが求められている。(「JGAP 農場用 管理点と適合基準」2012までで定められている用語の定義はこちらを優先させること) とした。</p>	これまで「JGAP 農場用 管理点と適合基準」の中に用語の定義としてあったが、今回、内部監査と審査・認証を定義する中で、改めて定義し直した。「JGAP 農場用 管理点と適合基準」を自分のルールにしてそれに基づく管理が出来ているかを明確にした。

説明No.	項目番号	改正点	改正概要	変更意図、説明等
5	3.	用語の定義と説明	(19) 内部監査 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」及び「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」を満たすように定められた「団体・農場管理マニュアル」に基づき、団体事務局及び団体に所属する農場の運用状況を内部監査員及び内部監査補佐役が点検・確認し、その結果を団体事務局責任者及び団体代表者に報告すること。JGAPでは年一回以上実施することが求められている。尚、「団体・農場管理マニュアル」はJGAPの要求事項以外の団体管理手順(品質基準等)を上乗せして規定することが可能であり、内部監査でその運用状況も同時に点検・確認することができる。とした。	11.11で内部監査員と内部監査補佐役の力量要件を整備した中で、そもそも内部監査自体の定義や目的が不明確であったため新規に追加した。 内部監査員研修では指導していることであるが、内部監査はあくまで「団体農場管理マニュアル」の適合性評価を実施するという。従って、管理点と適合基準を満足していても、「団体農場管理マニュアル」を満たしていないというケースはあり得る。(例えば土壌分析は団体指定の検査機関で実施等) また、JGAPで要求していない品質基準(例えば団体指定の肥料使用等)も盛り込んだマニュアルとして、その点検も内部監査で実施可能となることを明記した。
6	3.	用語の定義と説明	(20) 審査・認証 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」及び「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」が満たされている程度を、審査・認証機関が点検・確認し、その評価結果を団体・農場に報告すること。審査には、初回審査・維持審査・更新審査・抜打ち審査・臨時審査があり得る。認証された農場・団体には、「JGAP認証書」が発行される。とした。	これまで、審査・認証に対して定義自体がなかった。今回、内部監査の定義を制定したのに併せて、新規制定した。内部監査と異なり、審査では管理点と適合基準を審査基準として点検・確認することとなる。例えば、前述の土壌診断を団体が指定した検査機関で実施していない農場に対しては、土壌診断の項目ではなく、「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」の3.3団体・農場管理マニュアルが周知され内容が理解されているという管理点で団体事務局の指摘とすること。上乗せの品質基準の不遵守にしても、審査員は品質基準自体の適合性で指摘はできないが、品質基準を守らせていなかったという団体事務局のマネジメントに対しては指摘ができるということ。
7	6.1(2)	並行生産	同一農場の一元的管理を実施しているエリア内で、同一品目について、JGAP審査・認証の対象となる農産物と非対象の農産物の並行生産は認めない。の新規追加。	これまで、不明確だった点を明確にした。例えば、同一農場でJGAP認証のトマトと非認証のトマトを同じ管理者の下で生産することはできない。非認証のミニトマトであれば生産できる。管理者が異なる別なエリアで非認証のトマトを生産することはできる。要するに、認証農産物と非認証農産物を識別管理できる最低限度のルールということ。  ※但し、今回、これを考慮したトレーサビリティの確認を実施するように新たにガイドラインを発行する。

説明No.	項目番号	改正点	改正概要	変更意図、説明等
8	6.1(3)	並行所有	JGAP認証農場で生産された農産物(7.5参照)と、そうでない同一品目の農産物を農場・団体が購買・所有することは可能である。の新規追加。	これまで、不明確だった点を明確にした。既に、茶では3.1.2、穀物では3.2.6に並行所有することを前提とした管理を要求している。 ※但し、今回、これを考慮したトレーサビリティの確認を実施するように新たにガイドラインを発行する。
9	7.1(2)	団体の農場選択期限	団体を代表すると思う農場を選定して、最初の農場審査実施の原則7日前に団体事務局に通知する。	表現の適正化を図った。 従来は、 <u>7日前までに</u> と規定されていたため、いくらでも前に決定することができるように読めてしまう。そもそもこの要求は、いつ来られて誰が審査に当たっても大丈夫であるが、団体内の全農場を拘束するには限度があり、せめて7日前にしようということが意図されている。
10	7.5 *注1)	団体から出荷・販売された農産物	「7.5JGAP認証農場で生産された農産物」の中に、団体から出荷・販売された農産物でなければならないことが規定されているが、以下の注記にて補足した。 *注1)“団体から出荷・販売された農産物”とは、団体事務局の統治下にある状態で出荷・販売される農産物を言う。団体事務局を経由した販売が望ましいが、そうでない場合には、以下の条件を満たす必要がある。 (1) 団体に所属する農場が“JGAP認証農場で生産された農産物”として農産物を販売することに対して、団体事務局の責任の下で販売を許可した記録の保有。この記録は当該農場の販売先が要求した場合には、団体事務局から販売先へ提示する必要がある。 (2) 団体に所属する農場が“JGAP認証農場で生産された農産物”として農産物を販売した場合のトレーサビリティを団体事務局が確認した記録の保有	団体の中には、団体事務局が販売機能を所有する場合と、* * * 協議会、* * * 研究会のような販売機能を所有しない場合がある。団体自体の定義は、団体事務局を内部に保有し、その団体事務局が統治能力があることとしており、販売機能を所有することまで要求していない。従って、今回、団体の統治下で出荷・販売するとはどういうことかの条件を明確に整備した上で、団体事務局が販売機能を所有していなくても団体事務局に統治能力があれば、「7.5JGAP認証農場で生産された農産物」になることを明確にした。 ※但し、今回、これを考慮したトレーサビリティの確認を実施するように新たにガイドラインを発行する。

説明No.	項目番号	改正点	改正概要	変更意図、説明等
11	7.6	JGAP認証農場で生産された農産物の購買	<p>JGAP 認証農場で生産された農産物を、同一品目で認証されている別のJGAP認証農場・団体が購買して、自分の農場・団体のJGAP 認証農場で生産された農産物と合せて取扱い、JGAP 認証農場で生産された農産物として出荷・販売することは以下の条件の下で可能である。</p> <p>(1) 個別認証の農場からの購買の場合</p> <p>a. 購買先の認証農場が発行した納入記録又は受入先の農場・団体の受入記録に基づくトレーサビリティを受入先の農場・団体が確認できる。</p> <p>b. 購買先の認証農場からJGAP認証書の写しを入手し、JGAP認証状態の適切性(農場名、品目、有効期限)が確認できる。</p> <p>(2) 団体認証の団体からの購買の場合</p> <p>a. 購買先の認証団体(*注1)が発行した納入記録又は受入先の農場・団体の受入記録に基づくトレーサビリティを受入先の農場・団体が確認できる。</p> <p>b. 購買先の認証団体(*注1)からJGAP認証書の写しを入手し、JGAP認証状態の適切性(団体名、品目、有効期限、所属農場名)が確認できる。</p> <p>*注1)販売する団体の団体事務局が許可した農場含む。</p> <p>とした。</p>	<p>6.1(3)並行所有が可能であれば、同一品目について購買することは可能となる。その場合、JGAP認証を所有している農場・団体から購買するケースがあり得る。茶では団体外からの生葉購買というのは常態化しており、今回、JGAP認証書の写しをもらうことでトレーサビリティを強化した形とした。</p> <p>※但し、今回、これを考慮したトレーサビリティの確認を実施するように新たにガイドラインを発行する。</p>
12	7.7	JGAP認証後の管理	従来は7.7、7.8、7.9、7.10としていたのを、7.7.1、7.7.2、7.7.3、7.7.4とした。	付番の仕方の整理

説明No.	項目番号	改正点	改正概要	変更意図、説明等
13	7.7.4(2)	認証後に農場が増えた場合の審査方法	新たに追加される農場数が認証書に記載された全農場数の10%以上増加する場合には、新たに追加される農場に対する現地審査が必要である。この場合、新たに追加される農場数の平方根以上(小数点切り上げ)を選定し、現地審査する。なお、この追加農場の現地審査の後に実施する維持審査あるいは更新審査の審査農場数について、審査・認証機関の判断により追加農場の現地審査農場数を超えない数を差し引くことができる。(例:50農場の団体に10農場追加希望がある場合、 $\sqrt{10}$ で4農場の新規追加農場の現地審査を行う。次の更新審査は $\sqrt{60}$ で8農場の審査が必要となるが、追加農場の現地審査農場数が4なので、8-4で4農場のみの審査が可能となる。但し、更新審査8農場から差し引く農場数は0から4の間で審査・認証機関が判断する。)	農場の追加に伴う審査を実施した次の審査での農場サンプリング数に、一定の条件の下で、審査・認証機関による判断を可能とした。
14	8.1(5)	審査員の選定	(5) 審査・認証機関は日本GAPに登録された審査員を選定する。	追記 日本GAP協会に登録された審査員の選定
15	8.2(8)	審査結果に対する質問の機会、オブザーバーの立ち位置の明確化	(8) 農場・団体事務局は、審査結果について審査員に質問することができる。指導員をはじめ、オブザーバーとして参加した者は、審査中に発言はできない。審査時間外に審査員に許可を得て発言することは可能である。審査員は、初回会議の場でこれらのことをオブザーバーに申し伝えるのが望ましい。とした。	これまでも審査員は、終了ミーティングの際に、農場・団体に質問の機会を与えるように審査員研修で教育されているはずであるが、農場・団体にそれが可能であることを明確にする意図がある。  また、オブザーバーとして参加した者は審査中に口を挟めないということを明確にした。

説明No.	項目番号	改正点	改正概要	変更意図、説明等
16	8.6	抜き打ち審査	審査・認証機関は、JGAP認証農場・団体に対し、原則48時間前に通告をした上で、抜き打ち審査を実施することができる。JGAP認証農場・団体は正当な理由(医療上等)が無い限りこれを拒むことはできない。正当な利用がないのに抜き打ち審査を拒んだ場合には、当該農場・団体のJGAP認証は一時停止される。団体の場合には、団体事務局に訪問してからサンプリング農場を決定する。サンプリング数は、通常審査の平方根以上である必要はない。その他審査の方法は、8.1 審査申込・日程調整について、審査・認証機関が主導で必要な情報を入手することを除いて、8.2～8.5と同様とする。とした。	これまでの技術委員会でも検討してきたが、認証の信頼性をより向上させるためには必要であると判断し、追加した。
17	9.3	認証の取り消し	判断には、臨時審査を伴う場合がある	認証の取り消しや一時停止の前に臨時審査が入ることがあり得ることを明確にした。
18	11.2	審査員補の登録要件	普及指導員の場合、「経験3年以上」の実務経験要求を削除した。	普及指導員資格試験自体に実務経験要求があるため。
19	11.10	内部監査員、内部監査補佐役の種類	従来、内部監査補佐役は内部監査員の管理下で2名までとしていたが、これを撤廃して、内監査員が指導・検証できる範囲とし、教育指導や検証の記録を要求とした。	これまでの2名とする根拠が不明確であったため見直した。
20	11.11	内部監査員の力量の要件	従来の日本GAP協会の研修参加・合格を強制していたが、どのような力量を身に着けるかを明確にした上で、日本GAP協会の研修参加・合格は力量を身に着けるための一部であり、他の研修等でもその力量を身に付けられればそれでもよいこととした。	制度発足当時と比べて、JGAPを適切に指導できる人たちも増加してきている。また、マネジメントの研修はISOの研修会で身に着けている場合もあるため、それらを考慮した。

説明No.	項目番号	改正点	改正概要	変更意図、説明等
21	11.11	内部監査補佐役の力量の要件	従来の日本GAP協会のいずれかの研修参加・合格を強制していたが、推奨とした。	内部監査員の力量要件が見直されたため、それに連動して見直した。
22	11.13	団体事務局の責任者の力量の要件	<p>団体事務局の責任者は品質管理の最終責任を負うため、内部監査に関する十分な知識を有していることが求められる。そのため以下を必須とする。団体事務局の責任者は、以下の要件を満たすことを証明する記録を示せるようにする必要がある。</p> <p>a. マネジメントシステム(団体統治)に関する知識の保有(これには「JGAP団体事務局用 管理点と適合基準」の理解を含む)</p> <p>b. 監査に関する知識の保有及び監査能力の保有(これには「JGAP団体事務局用 管理点と適合基準」の理解を含む)</p> <p>上記a,bを証明する方法には以下があるが、これと同等の内容であれば以下に限らない。</p> <p>a、b → 日本GAP協会認定 JGAP内部監査員研修 合格</p>	用語の定義で明確化した団体事務局の責任者の力量を確保するための要件を明確化した。
23	12.全般	認定機関	これまで日本GAP協会はスキームオーナーであり認定機関でもあったが、その立ち位置を明確にした手続き・表現に変更した。	来年度より、より第三者性のある公平公明で世界で通用するスキームとする上でもJAB(公財 日本適合性認定協会)に認定を移管することが理事会で決議されている。これを受けて、見直した。
24	13.全般	JGAPの研修及びJGAP研修機関の認定	これまで審査員研修機関の認定と指導員基礎研修・内部監査員研修の認定はそれぞれ別であったものを、JGAP研修機関として認定を1本化し、その研修メニューを認定範囲として承認する形に変更した。	研修全体の統一性と効率化を図った。
25		Global.G.A.Pとの同等性認証	削除	GFSIが同等性認証は承認しない方向を受けて削除

説明No.	項目番号	改正点	改正概要	変更意図、説明等
26	15.3	認定機関の苦情対応	認定機関は、認定機関に対するあらゆる苦情や異議申し立てに対して、認定機関が定める苦情・異議申し立て対応手順によって処理し、苦情・異議申し立てを行った者に対して、その対応を通知しなければならない。とした。	認定機関としての苦情対応を追記した。
27	15.3	利害関係者の意見集約及びスキームの見直し	日本GAP協会は、年に1回、認証農場・団体、審査・認証機関、認定機関、指導員に対して、JGAPに関する満足度調査を実施する。調査はアンケートや訪問等のあらゆる手段で実施する。調査の結果は以下の活動に活用する。 (1) 認定機関を通じた審査・認証機関への指導 (2) JGAP研修内容への反映 (3) JGAP基準文書の改正を含むスキームの見直し	より信頼性が高く、より効率的な審査・認証制度の継続的改善を図るために新規追加した。